

## 特定非営利活動法人 寝屋川ラグビークラブ 社員選出に関する内規

この内規は、定款第12条、社員の選出について、次のとおり定める。

(選出区分)

第1条 社員は、次の各号に該当する者と定める。

- (1) スクール指導員の代表者1名及び代表者を補佐する者1名。
- (2) アンダーチームの代表者1名及び代表者を補佐する者1名。
- (3) オーバー40チームの代表者1名及び代表者を補佐する者1名。
- (4) オーバー50チームの代表者1名及び代表者を補佐する者1名。
- (5) オーバー60チームの代表者1名及び代表者を補佐する者1名。
- (6) 女性正会員の代表者1名及び代表者を補佐する者1名。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。